

医療機関・薬局で提示するものは 次のいずれかです。 お手元にあるかをご確認ください。

医療機関・薬局の受付で提示するもの

マイナ保険証



マイナ保険証を持っている人は、マイナ保険証を提示してください。

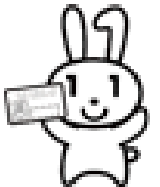
資格確認書を使用している人も、マイナ保険証の利用登録をすれば、マイナンバーカードを保険証として利用できます。

資格確認書



マイナ保険証を持っていない人は、資格確認書を提示してください。

マイナ保険証にはこんなメリットがあります！



- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが、広がっています。ぜひメリットの多いマイナ保険証のご利用をお願いします！

利用登録は簡単！



マイナ保険証の利用登録をしていない場合でも、医療機関・薬局でマイナンバーカードの利用登録ができます。

※ マイナポータルや、セブン銀行 ATM から利用登録が可能です

◆問い合わせ先

- ・マイナンバーカードについて
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120(95)0178
(受付時間：平日…午前9時30分～午後8時 土日祝…午前9時30分～午後5時30分)
- ・マイナンバーカードの更新などについて…市役所市民課市民係（内線 132・133）
- ・国民健康保険（加入・脱退・医療費）について…市役所市民課国保年金係（内線 137）
- ・後期高齢者医療制度について…市役所市民課国保年金係（内線 138）

木造住宅耐震診断士派遣事業

木造住宅耐震診断士による耐震診断を支援します



市では、大規模な地震から市民の安全を確保するため、木造住宅の耐震診断を行う木造住宅耐震診断士の派遣を行います。診断を希望する人は市役所住宅政策室にご相談ください。

◆耐震診断の対象住宅（次の①～④をすべて満たす住宅）

- ①市内にある住宅
- ②昭和56年5月31日以前に着工された住宅（昭和56年6月以降に増築した場合を除く）
- ③木造在来軸組工法または伝統的工法で、平屋建てまたは2階建ての住宅
- ④過去に、本事業に基づく耐震診断を受けていない住宅

◆耐震診断の個人負担額：3,000円 ◆申込期限：11月30日(月)

※申し込み件数が多数となった場合には、来年度以降の実施となる場合があります。

◆耐震改修について

耐震診断の結果、壁や基礎などの補強が必要なときは、耐震改修の補助制度がありますので、市役所住宅政策室にご相談ください

問い合わせ先 市役所住宅政策室住宅政策係（内線482）

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

新しい資格確認書・資格情報のお知らせを発送します



資格確認書および資格情報のお知らせの有効期限が7月31日(金)までの人には、新しい資格確認書または資格情報のお知らせを7月中に送付します。



マイナ保険証を持っている人には
資格情報のお知らせが届きます。



資格情報のお知らせは、マイナ保険証の利用登録をしている人が、医療保険の資格情報を確認できる書類です。

資格情報のお知らせが届いた人は、**マイナ保険証で医療機関などを受診してください。**

※資格情報のお知らせ単体では受診などはできません。顔認証付きカードリーダーの不具合など、医療機関などでマイナ保険証を利用できない時には、マイナンバーカードとセットで提示することで受診できます。
※70歳未満の人の資格情報のお知らせには原則、有効期限がありません。



マイナ保険証を持っていない人には
資格確認書が届きます！

資格確認書は、マイナンバーカードを持っていない人、マイナ保険証の利用登録をしていない人などが、**医療機関などを受診する際に提示する書類です。**

資格確認書には、有効期限があります。なお、有効期限が切れるときには、申請しなくても自動で新しい資格確認書が送付されます。



国民健康保険

- 70歳未満の人 ※1
 - ・マイナ保険証を持っている人で、資格情報のお知らせを交付したことがある人には郵送物はありません。
 - ・マイナ保険証を持っていない人には資格確認書を送付します。
- 70歳から74歳以下の人 ※1
 - ・マイナ保険証を持っている人には、本年8月からの負担割合が記載された資格情報のお知らせを送付します。
 - ・マイナ保険証を持っていない人には、本年8月からの負担割合が記載された資格確認書を送付します。

後期高齢者医療制度

- 85歳以上の人 ※1
 - ・新しい資格確認書を7月末までに郵送します。医療機関などを受診する時は、マイナ保険証または資格確認書を利用してください。
- 84歳以下の人 ※1
 - ・マイナ保険証を持っていない人には、新しい資格確認書を7月末までに送付します。医療機関などを受診する時は、資格確認書を利用してください。
 - ・マイナ保険証を持っている人には、負担割合などを記載した資格情報のお知らせを送付します。資格情報のお知らせのみでは資格の確認ができないので、医療機関などを受診する時はマイナ保険証を利用してください。

※1 令和8年8月1日時点